

生徒心得

大阪府立大阪北視覚支援学校
理療科・保健理療科生徒用

学校での集団生活における行動態度の規準として生徒心得を示す。

《登下校時刻》

1. 8時15分～8時40分までの間に登校すること。
8時45分からショートホームルームを行う。
(1時間目は8時50分開始)
2. 17時までには下校すること。但し教職員の指導下にある場合を除く。
3. 登校後下校時までには外出を控えること。やむを得ず外出する場合は、必ず担任に届け出ること。
4. 欠席・遅刻・早退などは速やかに担任に連絡すること。

《課外活動》

5. すべての生徒は自治会に加入し、その規約に従うこと。
6. 学業成績が振るわない生徒については、期間を定めて、課外活動を禁止または制限することがある。

《服装・履物・所持品》

7. 清潔で機能的なものを着用する。
8. 履物については、校舎内では上履きを使用する。
9. 所持品は教室に配備されている貴重品ロッカーを活用し、自分自身で管理する。
10. 授業中は携帯電話の電源を切るかマナーモードにしておく。

《清掃・美化》

11. ホームルーム教室、実習室、特別教室の清掃に取り組む。
12. ゴミは分別し、所定のゴミ箱に廃棄する。
13. 食事により出たゴミ、ペットボトル、ビン、カンなどは持ち帰る。

《言語・態度》

14. 状況に応じた言語と態度で、常に礼儀正しくふるまうよう心がける。
15. 授業の録音は教科担当者の許可を得ること。

《交友》

16. 相手の人格・人権を尊重する。
17. 問題の解決に当たっては、冷静に話し合い決して暴力を用いてはならない。

《安全》

18. 自動車、バイク、自転車の使用は禁止する。
19. 外出の際は交通安全のため、白杖を携帯使用する。
20. 校舎内では右側通行を厳守し、階段や廊下を走らないこと。

《飲酒・喫煙》

21. 飲酒については、校内は勿論校外授業時も禁止する。
22. 喫煙については、登校から下校までの間、学校敷地内及び学校周辺での喫煙は禁止する。また、校外学習中の喫煙も同様とする。

《放送・掲示》

23. 自治会活動などで放送する場合は、その内容をよく吟味し、予め関係の教職員の許可を得ること。
24. 印刷物の掲示や配布については、関係の教職員に届けて許可を得ること。

《校外生活》

25. 学生としての本分をわきまえ、社会のルールに反する行為は厳に慎むこと。
26. アルバイトは原則として禁止する。やむを得ない事情があるときは、事前に担任に相談すること。

《届・願》

27. 次の届や願については、所定の様式に従って記入し、担任または担当の教職員に提出する。

ア. 住所等変更届

住所、氏名、本籍、保護者または保証人の変更

イ. 休学・退学・復学・転科・転学の願

《特別指導》

28. 教育上必要と思われる次のような場合には、特別指導を実施することがある。

ア. 学習意欲が認められない場合。

イ. 正当な理由のない欠席・遅刻・早退などが多い場合。

ウ. 生徒心得に違反する場合。

エ. 態度・素行が不良である場合。